

# 農業委員会への届け出一覧（I）

東大和市農業委員会  
東大和市農業委員会事務局  
042-563-2111（内線 1073）

- ◎ 転用受理書の交付を受けてから転用行為を実行してください。
- ◎ 提出書類が不足していたり、記入漏れがある申請書、届出書はお預り（受付）できません。
- ◎ 代理人が申請される場合は、委任状が必要です。
- ◎ その他ご不明な点は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

	申請事由	提出書類		備考
農 地 法 関 係	農地を農地以外のものに利用する (権利移動を伴わない)  <b>4条届出</b>	<p>★農地法第4条第1項第7号の規定による届出書</p> <p>★全部事項証明書（土地）※原本</p> <p>★公図の写し</p> <p>★案内図（住宅地図のコピー）</p> <p>仮換地の場合…</p> <p>★仮換地証明書</p> <p>★仮換位置図</p> <p>土地の一部について申請する場合…</p> <p>★測量図</p>	<p>※申請者の欄は当事者（共有者含む）の連署が必要</p> <p>※認め印可</p> <p>※捨印の押印</p> <p>※法人の場合は代表者名も記載</p> <p>※駐車場 20 台以上・資材置き場 100 m<sup>2</sup>以上・洗車場の場合は公害防止条例に基づく指定作業場の届出書を環境課に提出</p>	<p>市街化区域内農地の場合は…</p> <p><b>随時受付</b>しています。</p> <p>申請日から約 10 日かかります。</p> <p>市街化調整区域内農地、利用関係に紛争がある農地等の場合は…</p> <p><b>毎月5日までに申請していただければ、その月の第4木曜日の定例総会以降</b>に受理通知書を交付します。</p> <p>申請日から約 1 ヶ月かかります。</p>
	農地を農地以外のものに利用する (権利設定・権利移転を伴う)  <b>5条届出</b>	<p>★農地法第5条第1項第6号の規定による届出書</p> <p>★全部事項証明書（土地）※原本</p> <p>★公図の写し</p> <p>★案内図（住宅地図のコピー）</p> <p>譲受人が法人の場合…</p> <p>★履歴事項全部証明書（法人）※原本 又は代表者事項証明書 ※原本</p> <p>仮換地の場合…</p> <p>★仮換地証明書</p> <p>★仮換位置図</p> <p>土地の一部について申請する場合…</p> <p>★測量図</p>	<p>※永小作権・賃借権は消滅（解約）しなければ申請不可</p> <p>※意思確認連絡のため、譲渡人の電話番号も記載</p> <p>都市計画法第29条の許可が必要な場合…</p> <p>★開発行為許可証の写し</p> <p>※当事者の現住所が謄本と異なる場合は、住民票を添付</p>	

	項目・目的	提出書類		備考
農 地 法 関 係	<p>農地のままでの権利移動をする</p> <p><b>3条許可申請</b></p>	<p>★農地法3条の規定による許可申請書            ★全部事項証明書（土地） ※原本            ★公図の写し            ★案内図（住宅地図のコピー）            ★営農計画書            ※他市町村の権利者の場合は<b>耕作証明書</b></p> <p>仮換地の場合…            ★仮換地証明書            ★仮換位置図</p> <p>土地の一部について申請する場合…            ★測量図</p>	<p>※申請者の欄は当事者（共有者含む）の連署が必要</p> <p>※認め印可</p> <p>※書類は各1通、ただし、権利取得者が他市町村の場合は各2通</p> <p>※共有名義の場合</p>	<p><b>【条件】</b>            ①権利移動後、権利取得者の耕作面積が<b>50アール以上</b>になること。            ②取得後の耕作が可能であること。（全部耕作・常時従事・通作距離）</p> <p><b>【その他】</b>            ①調整区域内について、申請する場合は東京都の許可が必要です。            ③<b>毎月5日までに</b>申請した場合は、<b>その月の第4木曜日の定例会以降</b>に許可証を交付します。</p>
	<p>農地を相続した</p> <p><b>3条届出</b></p>	<p>★農地法第3条の3の規定による届出書            ★案内図（住宅地図のコピー）            ★公図の写し</p> <p>相続登記後の場合…            ★全部事項証明書</p> <p>相続登記前の場合…            ★遺産分割協議書</p>	<p>※認め印可</p>	<p><b>随時受付</b></p>
	<p>農地の賃貸借の解約をした</p> <p><b>18条通知</b></p>	<p>★農地法第18条第6項の規定による通知書            ★全部事項証明書（土地） ※原本            ★公図の写し            ★案内図（住宅地図のコピー）            ★合意解約協議書            ★賃貸借契約書の写し</p>	<p>※通知書の通知者の欄は賃貸・賃借人（共有者含む）の連署が必要</p> <p>※認め印可</p>	<p><b>【条件】</b>            合意解約であること</p> <p><b>【その他】</b>            未提出だと、上記の申請が受理されません。</p>